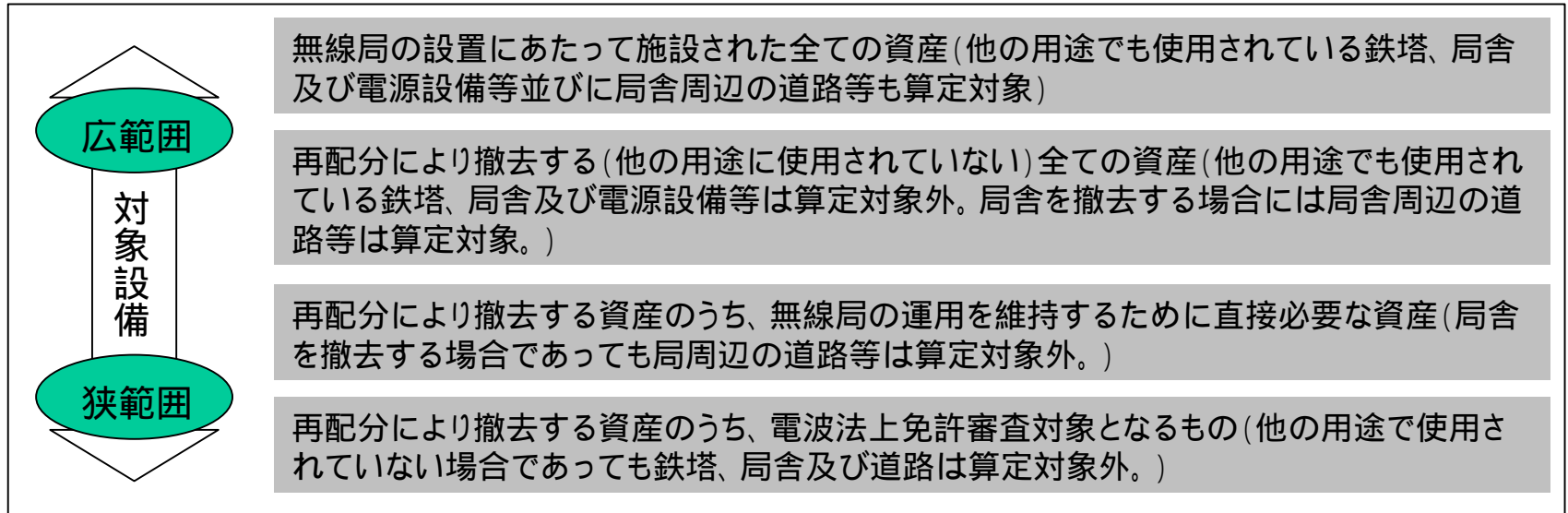


本資料は研究会に
おける検討資料です。

資料 4

対象とする設備の範囲について

鉄塔、局舎、電源設備等の取扱いについて



撤去と再配分との間に因果関係があることが基本

算定の対象としては、「無線局の運用を維持するために直接必要な資産(電源設備、鉄塔及び局舎)であって他の用途に使用されていないもの」を原則とするが、当該無線局の廃止に伴って撤去せざるを得ないものがあれば算定対象に加える。

本資料は研究会に
おける検討資料です。

再配分により廃止される無線局に関連する他の設備の取扱い(5G帯マイクロ固定局を例として)

検討事項1

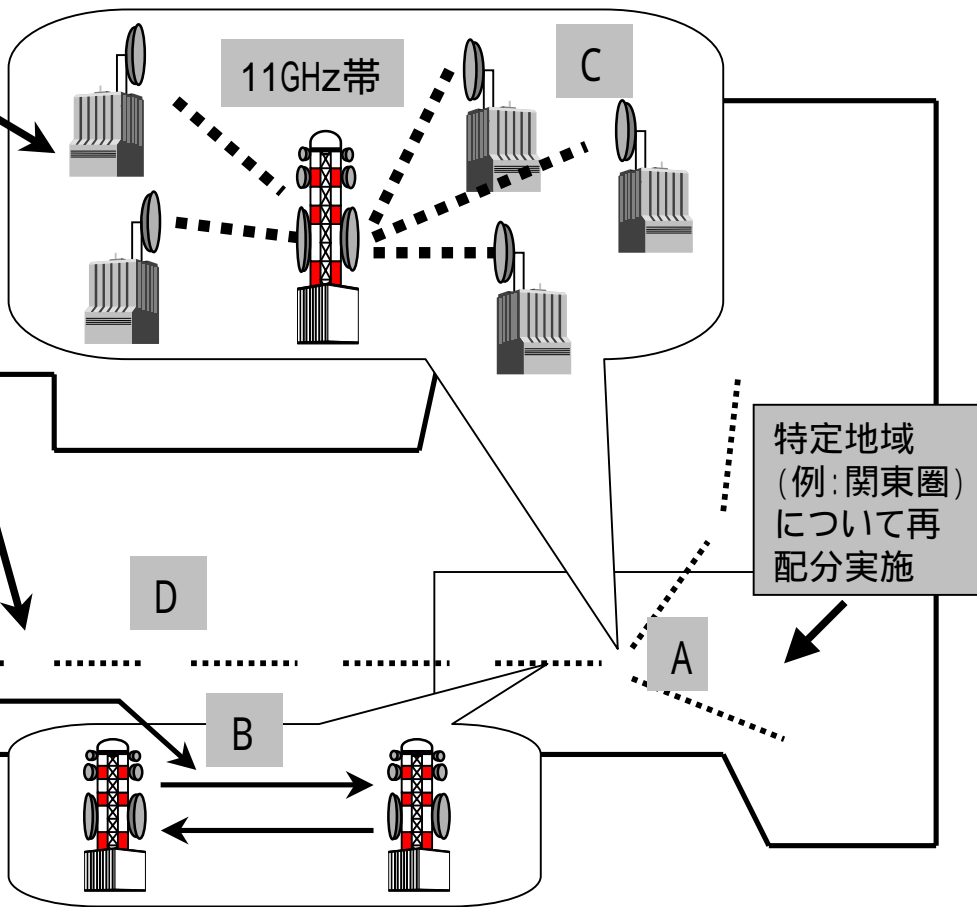
ネットワーク上関連する他の周波数帯を使用する設備はどうか。

検討事項2

再配分を特定地域のみ行った場合、
ネットワーク上関連する設備はどうか。

検討事項3

特定の周波数帯を廃止したことにより
当該周波数とペアとなっている周波数を使用する設備はどうか。



前述と同様の観点に立てば、「再配分により直接の対象となる無線局に係る設備」を原則(Aは算定対象)とするが、当該無線局の廃止によって廃止せざるを得ない無線局があれば当該無線局に係る設備を算定対象に加えることが適当ではないか。(B~Dを算定対象とするかは個別に検証)

メルクマールとして「無線局の運用を継続する必要性が失われるか否か」が考えられる。